

44201

大分県

大分市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金の額	投下固定資本額			
佐賀関地域全 域及び野津原 地域全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大分市企業立地促 進条例	H16.6	<p>【設備投資支援及び雇用促進支援】</p> <p>製造業、製造業以外の産業(情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除き、かつ、県、市等により造成された産業用地又は大分市産業用地開発支援事業の指定を受け開発された産業用地への立地に限る。)の本 市への新設、増設、移設。</p> <p>○設備投資額</p> <p>・新設:10 億円(中小企業は1億円)以上</p> <p>・増設・移設:10 億円(中小企業は 5,000 万 円)以上</p> <p>○新規雇用者</p> <p>・新設:20 人(中小企業は5人)以上</p> <p>・増設・移設:10 人(中小企業2人)以上</p> <p>【脱炭素投資支援】</p> <p>製造業を対象とした脱炭素化に資するため の設備投資。</p> <p>○設備投資額</p> <p>脱炭素投資額が 3,000 万円以上</p>	<p>企業立地促進助成金</p> <p>○設備投資支援</p> <p>設備投資額の 6%以内の額</p> <p>機械等の賃借に係る設備投資額の 25%以内の額(1 年間)</p> <p>(限度額 新設5億円、増設・移設3 億円)</p> <p>○雇用促進支援</p> <p>新規雇用者数×50 万円以内 (限度 額 1 億円)</p> <p>○脱炭素投資支援</p> <p>脱炭素投資額×10%以内の額</p> <p>○上記合計限度額 新設6億円、増設・ 移設4億円(単年度2億円を上限とす る分割方式)</p>
	H27.12	<p>A 業種:ソフトウェア業、インターネット附随サ ービス業、情報処理・提供サービス業、デザ イン業、機械設計業</p>	<p>情報通信関連産業支援助成金</p> <p>○設備投資支援</p> <p>設備投資額の 5%以内の額</p>

		<p>B 業種:コールセンター業、BPO の本市への新設、増設、移設。</p> <p>○新規雇用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A 業種については新規雇用従業員3名以上 ・B 業種については従業員数の 30 名以上 	<p>○雇用促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用者について 正規雇用従業員の数×50 万(3年間) ・非正規雇用者について A 業種:非正規雇用従業員の数×3万円 (3年間) ※業務内容等によって、1 人あたり 10 万 円となる場合があります。 B 業種:非正規雇用従業員の数×3万円 (3年間) <p>○事業運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃料等×1/3(3年間) ・通信回線使用料(従量分) ×1/2(3年 間) ・システム使用料×5%(3年間) ・ファイナンスリース等による物件取得費 用×5%(3年間) <p>○上限額:2億8千万円(単年度2億円を 上限とする分割方式)</p>
	H28.8	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所(調査及び企画部門、情報処理部 門、研究開発部門、国際事業部門又は管理 業務部門のために使用される施設及び研究 所として使用される施設に限る。以下この条 において同じ)の新設等をする者であること。 ・新規雇用従業員の 10 名以上の増加(中小 企業は 3 名) 	<p>本社機能移転促進助成金</p> <p>○設備投資支援 設備投資額の 10%以内の額</p> <p>○雇用促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用従業員の数×60 万円(3年間) ・非正規雇用従業員及びパート従業員の 数×20 万円(3 年間) <p>○業務運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃料等×1/2(2 年間) <p>○上記合計限度額 3 億円(単年度 2 億円 を上限とする分割方式)</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
別府市オフィス系 企業誘致促進補助 金交付要綱	H29.3	<p>①情報関連産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業若しくは機械設計業又はこれらのいずれかの事業と認められる部門を有する事業）</p> <p>②BPO、コールセンター事業</p> <p>③本社機能移転に伴う事業（地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設で地域再生法施行規則第8条第1項に掲げる業務施設）</p>	<p>① 情報関連産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数（正規）×30万円（3年間） ・新規地元雇用者数（非正規）×10万円（3年間） ・オフィス賃借料×1/3（3年間、上限200万円/年） ・設備投資額×10%（上限200万円） ・市内での宿泊を伴う事業拡大のための会議・研修開催に係る下記の経費（参加者10人以上） ・市内宿泊者数×5,000円以内（3年間、上限10万円/1会議・年2回まで） ・外部講師の旅費（3年間、上限10万円/1会議・総額30万円） <p>② BPO、コールセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数（正規）×20万円（3年間） ・新規地元雇用者数（非正規）×5万円（3年間） ・オフィス賃借料×1/3（3年間、上限200万円/年） ・設備投資額×10%（上限200万円） ・業務システム（ASP等）使用料×10%（3年間、上限200万円/年） ・通信回線使用料（基本分+従量分）×1/3（3年間、上限200万円/年） <p>③ 本社機能移転に伴う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数（正規）×30万円（2年間） ・転勤者数×10万円（2年間）

		<ul style="list-style-type: none"> ・①については新規雇用者 3 人以上の増加 ・②については新規雇用者 10 人以上の増加 ・③については新規雇用者 5 人以上の増加（本社からの転勤者含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数（非正規）×10 万円（2 年間） ・オフィス賃借料×1/4（2 年間、上限 200 万円/年） ・設備投資額×10%（上限 200 万円） ・市内での宿泊を伴う事業拡大のための会議・研修開催に係る下記の経費（参加者 10 人以上） ・市内宿泊者数×5,000 円以内（3 年間、上限 10 万円/1 会議・年 2 回まで） ・外部講師の旅費（3 年間、上限 10 万円/1 会議・総額 30 万円）
--	--	--	--

44203

大分県

中津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
(中津市内、 旧三光村、旧 本耶馬溪町、 旧耶馬溪町、 旧山国町)	製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000万円超、 1億円以下	1,000万円以上			
		1億円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中津市企業立地 促進条例	H28.4	製造業等 【新設】 ①設備投資額:3,000万円以上 ②雇用従業者:3人以上 【増設】 ①設備投資額:3,000万円以上 ②新規雇用従業者:1人以上 情報通信関連・オフィス事務業 【新設】	補助金 製造業等 ○設備投資額(建物等)の10/100 ※限度額 5,500万円 ○ダイバーシティを促進するための設備整備費の50/100 ※限度額 100万円 ○用地取得費の30/100 ※限度額 8,800万円 ○土地及び建物賃借料の30/100 ※限度額 300万円/年度を3年間 ○新規雇用従業者×20万円 (女性 10万円、過疎(旧下毛)地域在住者 20万円を加算) ※限度額 2,000万円 ○固定資産税相当額(新設3年間、増設1年間) ※限度額なし 情報関連・オフィス事務業 ○新規雇用従業者(短時間労働者可)×20

		<p>② 設備投資額:無し</p> <p>②雇用従業者:3人(10人)以上(短時間労働者可)</p> <p>【増設】</p> <p>① 設備投資額:無し</p> <p>② 雇用従業者:新規 1人(5人)以上(短時間労働者可)</p> <p>※コールセンター業は()内の人数</p> <p>◆大規模投資促進助成金 特定重要物資産業、自動車関連、窯業</p> <p>【新設・増設】</p> <p>① 設備投資額:20億円以上</p> <p>② 雇用従業者数:30人以上</p>	<p>万円</p> <p>※限度額 2,000万円</p> <p>○土地及び建物賃借料の1/2</p> <p>※限度額 300万円/年度を3年間</p> <p>○設備投資額(建物等)の5/100</p> <p>※限度額 2億円</p> <p>○用地取得費の30/100</p> <p>※限度額 8,000万円</p> <p>○新規雇用従業者×20万円</p> <p>※限度額 2,000万円</p>
--	--	---	---

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

【企業立地促進条例】

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	5,000	新設 5	不均一課税	固定資産税の 50/100	新設 5年間
増設等	2,500	増設 1			増設等 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H17.4 改正年月 R05.3	<p>製造業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPOオフィス業及びそれらに関連する学術研究機関等</p> <p>○投資額 5,000 万円以上 (増設等は 2,500 万円以上)</p> <p>※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPOオフィス業については、投資額について指定の要件から除く。</p> <p>○新規雇用者数 新設:5人以上(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随</p>	<p>助成金</p> <p>○土地に係る設備投資額×20/100(限度額 5,000 万円)</p> <p>○家屋及び償却資産に係る設備投資額×3/100(限度額 5,000 万円)</p> <p>※ウッドコンビナートの分譲を受けて立地する場合は 5/100(限度額 5,000 万円)</p> <p>○家屋の改修費に対する助成 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPOオフィス業に限る)2/3(限度額 300 万円)</p> <p>○土地及び建物等の賃借料×1/2 (限度額 500 万円/年、3年間)</p> <p>※ウッドコンビナートの土地の賃借を受けて立地</p>

		<p>サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPOオフィス業は3人以上) 増設:1人以上 ○公害防止協定の締結 (増設等は公害防止措置の実施)</p>	<p>する企業を除く。 ○通信回線等使用料×1/3(限度額 100 万円/年、3年間、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、職業紹介業、BPOオフィス業に限る) 奨励金 ○新規雇用者×20 万円 (限度額 2,000 万円)</p>
日田市高度総合木材加工団地の貸付けに関する条例	H25.11	<p>○対象用地 ウッドコンビナート ○事業の用に供する建物を建築 ※居住の用の建物は建築できない ○法人及び事業を行う個人 ○業種 木材関連企業、製造業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びそれらに関連する学術研究機構等 ○貸付から2年以内の操業開始 ○公害防止協定又は公害防止に要する適切な処置 ○公租公課の完納</p>	<p>貸付制度 ○貸付期間 10 年以上 30 年未満 ○年額貸付料 固定資産評価額×3% ○保証金 年額貸付料 ○契約 公正証書による事業用定期借権設定契約</p>

44205

大分県

佐伯市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H19.4	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、学術・開発研究機関、デザイン業、機械設計その他市長が特に必要と認める事業 ○設備投資額(用地取得費除く) 2,500 万円以上 ○新規雇用者 3 人以上 (増設の場合は1人以上) ○公害防止措置の実施 ○用地取得後1年以内に工場建設着手 (用地取得費助成のみの条件)	○固定資産税課税相当額(3年間) 限度額 なし ○都市計画税課税相当額(3年間) 限度額 なし ○投資額×20% 限度額:3,000 万円 ○新規雇用者×30 万円 限度額:3,000 万円 ○用地取得費×50% 限度額:5,000 万円
情報通信関連企業立地促進補助金	H19.4	情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター事業、データセンター事業 ○新規雇用者 2 人以上	補助金 ○(年間回線使用料+借室料)×2/3(3年間) 限度額 500 万円(20 人未満) 限度額 1,000 万円(20 人以上) ○改修費×1/2 限度額 250 万円 ○新規雇用者×30 万円 限度額 なし

44206

大分県

臼杵市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H19.3 H22.2 H25.6 H27.3 H30.3 R3.3 R6.3	製造業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理・ 提供サービス業、旅館・ホテル業、結婚式 業、電気・ガス・熱供給業、その他市長が別 に定める事業を営む法人、個人、又は事業 協同組合若しくは協業組合 ○投資額 設備投資額と用地取得費の合計が 5,000 万 円(増設は 2,700 万円)超 ○新規雇用者 3年間継続雇用3人以上(増 設は1名以上) ※事業所家賃助成金・社宅整備助成金につ いては、新規雇用者の要件は対象外です。	①立地促進支援助成金 ・設備投資助成金:設備投資額の 10% (限度額 2,000 万円) ・用地取得助成金:用地取得費の 50% (限度額 1,000 万円) ・雇用促進助成金:新規雇用者1人につ き 30 万円 (限度額 1,000 万円) ・転入奨励助成金:新規転入者1世帯に つき 30 万円(限度額 1,000 万円) ②事業所家賃助成金:事業所家賃の 30%(3年間、300万円/1年間) ③社宅整備助成金:整備費の 10%(限 度額 1,000 万円)

44207

大分県

津久見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H30.6 改正年月 R5.3 R7.3	<p>【設備投資助成金】</p> <p>○設備投資額と用地取得費の合計が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,000 万円超(資本金1億円超の法人) ・1,000 万円超(資本金 5,000 万円超1億円以下の法人) ・500 万円超(資本金 5,000 万円以下の法人または個人) <p>○新規雇用従業員(市内在住かつ1年以上の継続雇用)が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3人以上(資本金1億円超の法人) ・2人以上(資本金 5,000 万円超1億円以下の法人) ・1人以上(資本金 5,000 万円以下の法人または個人) 	<p>○設備投資額×5%×3年間(限度額 300 万円/年)</p> <p>※用地取得費は対象としない</p> <p>※津久見市企業立地促進条例全体における1事業所あたりの限度額は 500 万円/年(3年間の限度額は 1,500 万円、以下の助成金についても同様)</p>
	<p>【雇用促進助成金】</p> <p>○上記【設備投資助成金】の要件と同様</p> <p>○事業所立地に伴う平成 30 年4月1日以降の新規雇用(市内在住かつ1年以上の継続雇用)</p> <p>※従前(操業開始前6月時点)の従業員数からの増加分であること(同一事業所内での配置換え、関連会社からの雇用、代表権を持つ会</p>	<p>○新規雇用従業員数×30 万円×3年間(限度額 300 万円/年)</p>	

		<p>社役員及び短時間労働者を除く)</p> <p>【社宅整備助成金】</p> <p>○社宅整備費と用地取得費の合計が5,000万円超かつ4世帯以上が入居可能な社宅の新設・増設</p> <p>○社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者(市内従業者)または転入社宅入居者(市外から転入した従業者)が入居していること。</p> <p>○1戸建て中古住宅を社宅として活用する場合、社宅整備費と用地取得費の合計が1,250万円超かつ1世帯が入居可能な社宅の新設・増設</p>	<p>○社宅整備費×5%×3年間(上限300万円/年)</p> <p>※用地取得費は対象としない</p> <p>※転入社宅入居者数が社宅全戸数の5分の1未満の場合は、上記で算出された助成金に2分の1を乗じて得た額とする</p> <p>○中古住宅の場合:社宅整備費×5%×3年間(上限100万円/年)</p>
<p>津久見市公式ホームページ https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/13406.html</p>			

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000万円超、 1億円以下	1,000万円以上			
		1億円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

【竹田市企業立地促進条例】

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
投資額 2,500万円以上 (情報通信業1,000万円以上)	新規雇用者数 新設3人以上(情報通信業2人以上) 増設・又は移転1人以上	不均一課税 初年度 0.14/100 第2年度 0.46/100 第3年度 0.93/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
竹田市企業立地促進条例	R2.10.30 制定	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、医療業、旅館、ホテル、学校教育、学術・開発研究機関、学術・文化団体その他市長が特に認める事業者 ○新規雇用者数 新設3人以上(情報通信業2人以上)、増設・移転1人以上 ○用地取得(賃借の場合は契約開始日)から3年以内に操業 ○投資額 2,500万円以上(情報通信業1,000万円以上) ○竹田市環境保全条例の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得費に対する助成 ・土地代金×5/10 限度額は新規雇用者数に応じる (1) 1～4人 200万円 (2) 5～19人 1,000万円 (3) 20～29人 2,000万円 (4) 30人以上 3,000万円 ○投資額に対する助成 ・投資額×2/10 限度額は新規雇用者数に応じる (1) 1～4人 500万円 (2) 5～29人 1,000万円 (3) 30人以上 2,000万円

			<p>○新規雇用者に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者数×20万円 障がい者の場合1人×10万円加算 限度額 1,000万円 <p>○環境整備に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費×3/10 限度額は新規雇用者数に応じる (1) 1～4人 200万円 (2) 5人以上 1,000万円 <p>○土地・建物等賃借料に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料×1/2 上限額 200万円/年 操業開始から3年間
--	--	--	---

44209

大分県

豊後高田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

【半島振興法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	1,000 万円以下	500 万円以上	不均一課税	固定資産税	3年間 (1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.7%)
		1,000 万円超、 5,000 万円以下	1,000 万円以上			
		5,000 万円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H28.9	<p>○対象業種 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル業、コールセンター業</p> <p>○投資額 設備投資額と用地取得額の合計が ・500 万円以上(資本金 5,000 万円以上) ・1,000 万円以上(資本金 5,000 万円超 1 億円以下) ・2,000 万円以上(資本金 1 億円以上)</p> <p>○新規雇用従事者 ・新設 3名以上</p>	<p>○設備投資奨励金 ・設備投資額の 10%以内 ・上限額:3,000 万円</p> <p>○用地取得奨励金 ・用地取得費の 50%以内 ・上限額:3,000 万円</p> <p>○緑地・環境施設整備奨励金 ・緑地・環境施設整備額の 50%以内 ・上限額:1,000 万円</p> <p>○事業所家賃奨励金 ・工場等の賃借料の 50%以内</p>

		<ul style="list-style-type: none">・増設 1名以上○環境 環境保全に対し適切な措置を講じること○上記要件に該当し、市の指定を受けること	<ul style="list-style-type: none">・上限額:1年につき300万円(※3年間)
--	--	--	---

44210

大分県

杵築市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000万円超、 1億円以下	1,000万円以上			
		1億円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

【半島振興法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	1,000万円以下	500万円以上	不均一課税	固定資産税	3年間 (1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.7%)
		1,000万円超、 5,000万円以下	1,000万円以上			
		5,000万円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

【企業立地促進条例】

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新設 5,000	新設 5	課税免除	免除	新設 3年間
増設等 2,700	増設等 1	不均一課税	固定資産税の 50/100	増設等3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H23.4	製造業、情報サービス業、旅館・ホテル業それらに関連する学術・開発研究機関、職業、教育支援業 ○投資額 5,000万円以上	補助金 ○用地費×50/100 (限度額3,000万円、ただし市有地の場合 5,000万円)

		(増設等は 2,700 万円以上) ○新規雇用者数5人以上 (増設等は1人以上) ○公害防止協定の締結 (増設等は公害防止措置の実施) ○過去3年度間の公租公課の滞納がないこと	○新規雇用者×20万円 (限度額 2,000 万円) ○設備投資額×10% (限度額 2,000 万円)
コールセンター企業 立地促進補助金	H23.4	コールセンター事業者 ○新規雇用者数 10 人以上 (増設等は5人以上)	補助金 ○新規雇用者×30万円 2,100万円が 限度 ○3年間の家賃補助(限度額 年 300 万円) ・賃借料の 1/2 但し、土地・建物が杵 築市の場合は全額補助

44211

大分県

宇佐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇佐市工場等設置 促進条例	R5.12.20	<p>○対象業種 製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、旅館・ホテル業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業、スポーツ施設提供業、こん包業、百貨店、総合スーパー、農林水産物等販売業</p> <p>○新規雇用(市内者※就業後の転入含) 市外企業:新規雇用者5人以上 市内企業:新規雇用者3人以上 (増設は1人以上)</p> <p>○設備投資額が以下の通り 業種、資本金、奨励金種別に応じて、300万円～1億円以上</p> <p>○公害防止協定を締結</p> <p>○操業を開始していること</p>	<p>①新規取得した製造に関する設備の固定資産税相当額(3年)</p> <p>②ゼロカーボン設備に対する固定資産相当額(3年)</p> <p>③事業用設備等の取得額×10% ・上限 3000 万(一部業種 5000 万)</p> <p>④工場用地の取得額×50% ・上限 3000 万(一部業種 5000 万)</p> <p>⑤環境配慮設備の取得額×50% ・上限 1000 万</p> <p>⑥福利厚生施設の取得額×50% ・上限 1000 万</p> <p>⑦雇用奨励金 ・新規雇用者数×30 万円(3年) (加算要件あり)</p> <p>⑧土地建物の賃貸料×50% ・上限 300 万/年 ×3年 (一部業種は上限 500 万/年×10 年)</p>
リンク: https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/shokoshinko/index.html			

44212

大分県

豊後大野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H20.4	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報サービス業・道路貨物運送業及びこれらに関連する教育支援施設、学術・研究機関 ○投資額 5,000 万円以上 (増設は 2,500 万円以上) ○新規雇用者数 5 人以上 (増設は 1 人以上) ○公害防止協定の締結	○投資額×5% (限度額 2,000 万円) ○新規雇用者数×10 万円 (限度額 1,000 万円) ○用地取得費×5% (限度額 3,000 万円) ○固定資産税額の 50/100 (3年間、限度額なし)
情報関連企業誘致促進補助金交付要綱	H30.6	情報サービス業、インターネット附随サービス業 ○新規雇用者3人	○賃借料×1/2 (3年間、限度額 100 万円) ○通信回線使用料×1/2 (3年間、限度額 100 万円) ○改装費×1/2 (限度額 100 万円) ○常勤の従業員×10 万円 (限度額 100 万円)

44213

大分県

由布市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
(由布市の内、 旧庄内町)	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
由布市企業立地 促進条例	H19.3	<p>製造業等(※対象地域毎で異なります)</p> <p>○投資額 設備投資額と用地取得費の合計が 2,000 万円以上 (旧庄内町は資本金規模に応じて)</p> <p>○新規雇用従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 3名以上 ・増設・移転 1名以上(1年以上の雇用期間) <p>※投資額及び新規雇用従業者の要件をともに満たし、市の指定を受けること</p> <p>○公害防止協定の実施</p> <p>○申請日の属する年度の前3年間に公租公課の滞納がないこと</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税の50% (5年間、限度額なし) ○設備投資額の5% (限度額 1,000 万円) ○用地取得費の5% (限度額 1,000 万円) ○新規雇用者一人当たり 20 万円 (限度額 1,000 万円)

44214

大分県

国東市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000万円超、 1億円以下	1,000万円以上			
		1億円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

【半島振興法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
市内全域	製造業 旅館業	1,000万円以下	500万円以上	不均一課税	固定資産税	3年間 (1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.7%)
		1,000万円超、 5,000万円以下	1,000万円以上			
		5,000万円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	R3.3	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報サービス業、旅館・ホテル業 等 ○設備投資額 2,700万円以上 ○新規雇用者3人以上 (増設の場合は1人以上) ○公害防止協定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①設備投資額×20% ②用地取得費×50% ※①②の合計 3,000万円が上限 (増設の場合は 1,000万円) ③新規雇用従業員数×80万円 ※1,500万円が上限 ④事業所家賃の 1/2(3年間) ※300万円/年が上限
		<ul style="list-style-type: none"> ○リンク (国東市役所 HP 内の優遇制度紹介ページ) <p>https://www.city.kunisaki.oita.jp/site/shinko/kigyo-joseikin.html</p>	

44322

大分県

姫島村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
村内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

44341

大分県

日出町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【半島振興法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
町内全域	製造業 旅館業	1,000万円以下	500万円以上	不均一課税	固定資産税	3年間 (1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.7%)
		1,000万円超、 5,000万円以下	1,000万円以上			
		5,000万円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H19.12	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、非破壊検査業、自然科学研究所 ○新設の場合： 固定資産の投資額 5,000 万円以上(製造業以外は 2,000 万円以上)で新規雇用(町内居住者)5人以上 ○増設の場合： 固定資産の投資額 2,000 万円以上で新規雇用(町内居住者)1人以上	補助金 ①固定資産税の 1/2(3年間) ○限度額 なし ②用地及び建物の取得に係る費用 2/10 ○限度額 2,000 万円 ③建物等賃借料の 3/10(36 月) ○限度額 年度 200 万円、合計 600 万円

44461

大分県

九重町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
町内全域	製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000 万円超、 1 億円以下	1,000 万円以上			
		1 億円超	2,000 万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500 万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進助成 金交付要綱	H24.10	◎製造業、電気・ガス・熱供給業、学術・開発 研究機関、職業・教育支援施設、百貨店、総 合スーパー ○投資額 5,000 万円以上 (増設は 2,500 万円以上) ○新規雇用者数 5人以上 (増設は 1 人以上) ○土地取得後 1 年以内の着工 (増設は 2 年以内) ○公害防止措置の実施	○固定資産税額相当 (3 年間、限度額なし) ○新規雇用者数×10 万円 (3年間の合計限度額 500 万円) ○用地取得費×10% (限度額 3,000 万円) ○ケーブルテレビ引込工事費・加入 金・使用料の免除 (1 回線、工事費・加入金は 1 回、 使用料は 3 年間)
		◎コールセンター業、インターネット付随サー ビス業、情報サービス業 新規雇用者数 5人以上 (増設は 1 人以上)	○新規雇用者数×10 万円 (3 年間の合計限度額 500 万円)

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域	対象業種	資本金規模	投下固定資本額			
町内全域	製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
		5,000万円超、 1億円以下	1,000万円以上			
		1億円超	2,000万円以上			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玖珠町企業立地促進条例	H28.4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業、電気・ガス・熱供給業、運輸業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル業、職業・教育支援施設、コールセンター業、インターネット付随サービス業、情報サービス業いずれかの業種 2. 新規常用雇用者5人以上（増設は1人以上） 3. 投資額 5,000万円以上（増設は 2,700万円以上） 4. 立地表明後1年以内に施設整備に着手すること 5. 公害防止措置の実施 	<p>助成金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税相当額（新設の場合は5年間、増設又は移転の場合は3年間） ※ただし、課税免除または不均一課税の措置を受ける場合には、その期間に限り助成しない。 2. 新規雇用者に対する助成金 町在住の新規雇用者×10万円 ※期間 操業開始後3年目まで 限度額 500万円 3. 投資額に対する助成金 投資額の 10/100 ※限度額 3,000万円
玖珠工業団地企業立地促進助成金交付要綱	H30.6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信サービス業、運輸業、学術・開発研究機関、職業・教育支援施設いずれかの業種 2. 新規常用雇用者 10人以上 3. 新規用地取得面積 10,000 m²以上（増設又は移転は 3,000 m²以上） 4. 投資額3億円以上 5. 立地表明後1年以内に施設整備に 	<p>助成金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税相当額（5年間） ※ただし、課税免除または不均一課税の措置を受ける場合には、その期間に限り助成しない。 2. 新規雇用者に対する助成金 町在住の新規雇用者×10万円 ※期間は操業開始後3年目まで 限度額 500万円

		<p>着手すること</p> <p>6. 公害防止措置の実施</p>	<p>3. 投資額に対する助成金</p> <p>投資額の 10/100</p> <p>※限度額は取得用地面積に応じて次のとおり。</p> <p>1工区及び2工区の一括取得</p> <p>…1億5千万円</p> <p>5ha以上…5千万円</p> <p>5ha未満…3千万円</p>
--	--	-----------------------------------	--